

令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され紙の保険証の新規交付は終了します



現行の保険証と限度額認定証、限度額適用・標準負担限度額認定証の新規交付の終了

令和6年12月1日までに交付された保険証と限度額認定証、限度額適用・標準負担限度額認定証は、住所や負担割合等の資格情報に変更がない限り、有効期限(令和7年7月31日)までこれまでどおりにお使いいただくことができます。

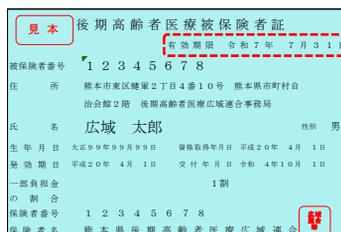
後期高齢者医療制度における暫定的な運用

◆ 令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付します。

令和6年12月2日以降、医療機関や薬局では以下の方法で医療保険の資格情報を確認します

1 紙の保険証 (令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証)

- 現在の保険証は、令和6年12月2日以降、交付(紛失による再交付を含む)しません。
- 令和6年12月1日までに交付された保険証は住所や負担割合等に変更がない限り、有効期限(令和7年7月31日)までこれまでどおりにお使いいただくことができます。



2 マイナ保険証

- マイナ保険証を医療機関や薬局の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口に置き、画面の指示に従って受付をしてください。



1. マイナ保険証とは？

- 保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- マイナ保険証の利用登録方法は、医療機関・薬局に備え付けのカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATM等から行うことができます。
(マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずマイナンバーカードの取得申請が必要です。お住いの市町村にお問い合わせください。)

2. マイナ保険証を使うメリット

- ① より良い医療を受けることができる
 - ◆ 過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
 - ◆ お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことができます。
- ② 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除
 - ◆ 限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

3 資格確認書

- 令和6年12月2日から交付する「資格確認書」の色は「桃色」です。
- 今回交付した資格確認書の有効期限は、交付日から令和7年7月31日 までとなります。



1. 資格確認書の交付

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証の保有状況に関わらず、以下の方に資格確認書を交付します。資格確認書はお住いの市町村から送付します。
 - ◆ 新たに資格取得となった方(年齢到達・転入など)
 - ◆ 資格情報が変更になった方(氏名や負担割合が変わった場合など)
 - ◆ 保険証が使えなくなった方(有効期限切れを含む)
 - ◆ 保険証の紛失等に伴い再交付を申請した方

資格確認書を医療機関・薬局窓口で提示することで受診できます。

マイナ保険証をお持ちの方は、引き続きマイナ保険証をご利用ください。

4 資格情報のお知らせ(令和7年8月1日から交付予定)

◆資格情報のお知らせの交付

- **令和7年8月1日以降、マイナ保険証をお持ちの方へ、ご本人の被保険者資格の情報を記載した資格情報のお知らせを交付します。**
- 熊本県の後期高齢者医療制度における資格情報のお知らせはA4サイズ(材質は紙。)となります。
- ◆ 医療機関や薬局の窓口でマイナ保険証の読み取りができない場合には、マイナ保険証と一緒に「マイナポータルの資格情報画面」や「資格情報のお知らせ」を提示することで、受診することができます。

※令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付するため、資格情報のお知らせはその期間交付しません。

※参考

資格情報のお知らせ (保険者番号) (保険者番号)

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者番号	00000000
氏名	後期 太郎
負担割合	1割
有効期限	○年○月○日
発効期日	○年○月○日
交付年月日	○年○月○日

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険資格の資格確認を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス、ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない・特別な場合については、スマートフォンの資格情報画面でマイナ保険証ととも医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。

下部を切り取ってご利用いただけます
(この取扱いのみでは受診できません)

○年○月○日発行
(保険者番号) (保険者番号)

被保険者番号 00000000
氏名 後期 太郎
負担割合 1割
有効期限 ○年○月○日

資格情報のお知らせはマイナ保険証とあわせてお持ちください

5 受診方法(R6.12.2制度改正日以降)

受診方法	R6年			R7年							R8年							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
① 紙の保険証			制度改正日 (R6.12.2)															
② マイナ保険証																		
③ 資格確認書																		

経過措置期間終了 (R7.7.31)
年次更新 (R7.8.1一斉更新)

経過措置期間終了後使用不可

マイナ保険証保有者に「資格情報のお知らせ」を交付 (R7.8.1~)

マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格取得及び変更があった者に交付 (R6.12.2~R7.7.31)

基本マイナ保険証を保有しない者に交付 (R7.8.1~)

6 マイナ保険証での受付方法

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



カードリーダーでマイナンバーカードを保険証として登録できます!

2 本人確認

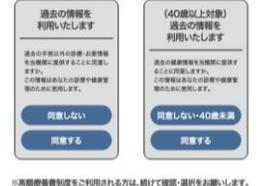
顔認証または4ケタの暗証番号を入力してください。



顔認証 or 暗証番号

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。



過去の情報を利用いたします (40歳以上対象) 過去の情報を利用いたします

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限切れにご注意下さい。電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示がありますので、更新の手続きをお願いします。なお、有効期限が券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。

氏名 マイナ

住所 □□市△△町□□□□□□□□

性別 女

生年月日 5月24日生 2025年 5月24日まで有効

みほん

973245899123456 1234